

平成 18 年 7 月 18 日

各 位

本店所在地 東京都中央区銀座七丁目4番12号会 社 名 シンワアートオークション株式会社代表者名 代表取締役社長 倉田 陽一郎(コード番号:2437 大証ヘラクレス S)問合せ先 経営管理部長 堀 智寛電話番号 03-3569-0005(代表)(http://www.shinwa-art.com/)

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 7 月 18 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成 18 年 8 月 30 日開催の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.変更の理由

「会社法(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) ならびに「会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号) 「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定め。

当会社は、株券を発行する旨の定め。

当会社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

- (1)周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、電子公告制度を導入し、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができない場合の措置を定めるため、規定の変更を行うものであります。
- (2)株主名簿管理人に対して新たに新株予約権原簿に関する事務を委託することから、所要の変更を行うものであります。
- (3)端株制度が廃止されたことに伴い端株に関する規定の整備を行うものであります。
- (4)インターネットの普及を考慮して、株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則 ならびに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主の皆様に提供したものとみなす対応ができるよう規定を新設するものであります。
- (5)株主総会における議決権の代理行使に際して、代理人の数を制限できることになったことから、株主総会運営の効率化を図るため、所要の変更を行うものであります。
- (6)会社法第370条の規定に従い、取締役会における決議事項について、書面または電磁的 方法により取締役会を開催せず取締役会の決議があったものとみなすことを可能にし、 取締役会を機動的に運営することができるよう規定を新設するものであります。
- (7)上記 により、会計監査人の章および規定を新設するものであります。
- (8) その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、表現形式の変更、条文の加除に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2.変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日

平成 18 年 8 月 30 日 平成 18 年 8 月 30 日

3.変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所であります。) 現 行 定 款 変 更 案 第1章 総則 第1章 総則 第1条~第3条 (条文省略) 第1条~第3条 (現行どおり) (公告の方法) (公告方法) 第4条 当会社の公告は、電子公告により 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に 掲載する。 行う。 (新 設) 2. やむを得ない事由により、電子公 告によることができない場合は、 日本経済新聞に掲載する方法によ <u>り行う。</u> 第2章 株式 第2章 株式 (発行する株式の総数) (発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は、 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 60000株とする。 60,000株とする。 (自己株式の取得) (自己の株式の取得) 第6条 当会社は、商法第211条 / 3第1 第6条 当会社は、取締役会の決議によっ て市<u>場取引等により</u>自己<u>の</u>株式を 項第2号の規定により、取締役会の

決議をもって自己株式を買い受け ることができる。

(新 設)

(名義書換代理人)

- 第7条 当会社は、株式及び端株につき名 義書換代理人を置く。
 - 2 . <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって選 定する。
 - 3. 当会社の株主名簿 (実質株主名簿 を含む。以下同じ)、端株原簿及び 株券喪失登録簿は、名義書換代理人 の事務取扱場所に備え置き、株式の 名義書換、株券の交付、実質株主通 知の受理、株券喪失登録及び端株の 買取り、その他株式及び端株に関す る事務は<u>名義書換代理人</u>に取り扱 わせ、会社においてはこれを取り扱 わない。

取得することができる。

(株券の発行)

第7条 当会社は株式に係る株券を発行す る。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって選 定し、公告する。
- 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿 を含む。以下同じ。)、株券喪失登 録簿及び新株予約権原簿は、株主名 簿管理人の事務取扱場所に備え置 き、株主名簿、株券喪失登録簿及び 新株予約件原簿への記載又は記録、 その他株式ならびに新株予約権に 関する事務は株主名簿管理人に取 り扱わせ、会社においては取り扱わ ない。

(株式取扱規則)

第<u>8</u> 当会社<u>の</u>株券の種類、株式の名義 書換、株券の交付、実質株主通知の 受理、端株の買取り、株券喪失登録 その他株式<u>及び端株</u>に関する<u>請求、</u> 届出の手続ならびに</u>手数料は、取締 役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第<u>9</u>条 当会社は、<u>毎決算期</u>の最終の株主 名簿に記載<u>または</u>記録された株主 (実質株主を含む。以下同じ)をも って、その<u>決算期</u>に関する定時株主 総会において<u>株主の</u>権利を行使<u>す</u> べき株主とする。
 - 2.前項<u>のほか</u>、必要がある場合<u>に</u>は、 取締役会の決議に<u>より、臨時に基準</u> 日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第<u>10</u>条 <u>当会社の</u>定時株主総会は<u>、毎決算</u> 期の翌日から3ヶ月以内に招集し、 臨時株主総会は<u>、</u>必要<u>に応じて</u>招集 する。

(招集権者及び議長)

- 第<u>11</u>条 株主総会は、法令に別段の定めが ある場合を除き、社長が招集<u>し、議</u> 長となる。
 - 2. 社長に事故があるときは、あらか じめ取締役会<u>の定める</u>順序により、 他の取締役がこれに代わる。

(株式取扱規則)

第<u>9</u>条 当会社<u>が発行する</u>株券の種類<u>なら</u>びに株主名簿、株券喪失登録簿及び 新株予約権原簿への記載又は記録、 その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料については、 法令又は定款に定めるもののほか、 取締役会<u>において</u>定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第10条 当会社は、<u>毎年5月31日</u>の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された <u>議決権を有する</u>株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事 業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる 株主とする。
 - 2.前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第<u>11</u>条 定時株主総会は<u>毎年8月</u>に招集 し、臨時株主総会は必要<u>がある場合</u> に招集する。

(招集権者及び議長)

- 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
 - 2. 株主総会においては、取締役社長 が議長となる。取締役社長に事故が あるときは、あらかじめ取締役会<u>に</u> おいて定めた順序により、他の取締 役が議長となる。

				1				
現	行	定	款	変	更	案		
	(新	設)			なし提供) <u>当会社は、株主組</u> 株主総会参考書類 書類に記載又は に係る情報を、法 ころに従いイン する方法で開示す	がインターネット開 総会の招集に関し、 原、事業報告、計算 表示をすべき事項 務省令に定めると ターネットを利用 「ることにより、株 したものとみなす		
	(新	設)			- 発権の代理行使) 株主は、当会社	<u>ての議決権を有する</u> た <u>理人として、議決</u> たができる		
	(新	設)		2	. 前項の場合にはは代理権を証明す	、株主又は代理人 「る書面を、株主総 提出しなければな		
(決議の方法) 第 <u>12</u> 条 株主総会の決議は、法令又は定款 に別段の定めがある場合を除き、出 席した株主の議決権の過半数をも って <u>これを</u> 行う。					(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款 に別段の定めがある場合を除き、出 席した <u>議決権を行使することがで</u> きる株主の議決権の過半数をもっ て行う。			
2 . <u>商法第343条に定める特別決議</u> は、 <u>総株主</u> の議決権の 3 分の 1 以上を 有する株主 <u>の</u> 出席 <u>を要し</u> 、その議決 権の 3 分の 2 以上をもって <u>する</u> 。					2 . <u>会社法第309条第2項の定めによる</u> <u>決議は、議決権を行使することができる株主</u> の議決権の3分の1以上 を有する株主 <u>が</u> 出席 <u>し</u> 、その議決権の3分の2以上をもって <u>行う</u> 。			
(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の他の議決権ある 株主を代理人として、その議決権を 行使することができる。					(削 除)			
2 . 前項の場合には、株主又は代理人 は代理権を証する書面を総会毎に 当会社に提出しなければならない。					(削 除)		
(議事録) 第14条 株主総会 <u>の議事録は、</u> 議事の経過 の要領及びその結果 <u>を</u> 記載又は記 録し、議長並びに出席した取締役が これに記名押印または電子署名す <u>る</u> 。					領及びその結果	<u>る</u> 議事の経過の要ならびにその他法 は、議事録に記載又		
2	. 株主総会の舗 10年間本店に 5 年間支店に	備え置き	き、その謄本を		(削 除)		

第4章 取締役及び取締役会

(新 設)

(取締役の員数)

第<u>15</u>条 当会社の取締役は7名以内とする。

(取締役の選任方法)

第16条 当会社の取締役は、株主総会に おいて、総株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数の決議によっ て選任する。

(新 設)

<u>2.当会社の</u>取締役の選任<u>について</u> は、累積投票によらない<u>ものとす</u> <u>る</u>。

(取締役の任期)

- 第<u>17</u>条 取締役の任期は、<u>就任</u>後 2 年<u>内</u> の最終の決算期に関する定時株 主総会の終結の時までとする。
 - 2 <u>任期満了前に退任した取締役の</u>補欠として<u>又は増員により</u>選任された取締役の任期は、<u>前任者又は</u>他の在任取締役の任期の<u>残存期</u>間と同一とする。

(新 設)

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。 (取締役の員数)

第<u>18</u>条 当会社の取締役は<u>7</u>名以内と する。

(取締役の選任)

第<u>19</u>条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2.取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。
- 3. 取締役の選任<u>決議</u>は、累積投票に よらない。

(取締役の任期)

- 第<u>20</u>条 取締役の任期は、<u>選任</u>後 2 年<u>以</u> 内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会終結 の時までとする。
 - 2.<u>増員により、又は</u>補欠として選任 された取締役の任期は、他の在任 取締役の任期の<u>満了する時まで</u>と する。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
 - 2 . 代表取締役は、会社を代表し、会 社の業務を執行する。
 - 3. 取締役会は、その決議によって、 取締役社長1名を選定し、また必 要に応じ、専務取締役及び常務取 締役各若干名を選定することがで きる。

(取締役会招集権者及び議長)

第<u>18</u>条 取締役会は、法令に別段の定め がある場合を除き、社長が招集 し、議長となる。

2.社長に事故があるときは、あらか じめ取締役会の定める順序によ り、他の取締役がこれに代わる。 (取締役会の招集<u>手続</u>)

第<u>19</u>条 取締役会の招集通知は、会日の 3日前までに発する<u>ものとする</u>。 ただし、緊急の<u>必要があるとき</u> <u>は</u>、この期間を短縮することがで きる。

(取締役会の決議)

第<u>20</u>条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(新 設)

(取締役会の議事録)

- 第<u>21</u>条 取締役会<u>の議事録は、</u>議事の経 過の要領及びその結果<u>を</u>記載又 は記録し、<u>議長並びに</u>出席した取 締役及び監査役がこれに記名押 印又は電子署名する。
 - 2.取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(新 設)

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 当会社に、社長1名を、必要に 応じて専務取締役及び常務取締 役各若干名を置き、取締役会の決 議により、取締役の中から選任す る。
 - 2. 社長は、当会社を代表する。
 - 3 .社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役</u>社長が招集し、議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長に</u>なる。

(削 除)

(取締役会の招集通知)

第<u>23</u>条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役に対し、</u>会日の3日前までに発する。ただし、緊急の<u>場合には</u>、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第<u>24</u>条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の 過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第<u>26</u>条 取締役会<u>における</u>議事の経過の 要領及びその結果<u>ならびにその他</u> 法令で定める事項は、議事録に記 載又は記録し、出席した取締役及 び監査役がこれに記名押印又は電 子署名する。

(削 除)

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令 又は定款に定めるもののほか、取 締役会において定める取締役会規 程による。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

現	行	定	款	变	更	案
	専務取締役	足又は常務	養務を統轄し、 取締役は、社 業務を分掌す		(削 除)	
	 2 .社長に事語 じめ取締	役会の定め	<u>きは、あらか</u> <u>りる順序に従</u> 長の職務を代		(削 除)	
)報酬 <u>並び</u>	<u>労金</u>) <u>に退職慰労金</u> <u>をもって</u> 定め		役の報酬 <u>等</u>) 取締役の報酬 <u>、</u> <u>務執行の対価とし</u> <u>ける財産上の利益</u> <u>という。)</u> は、株 <u>よって</u> 定める。	<u>て当会社から受</u> :(以下「報酬等」
	第5章 監	査役及び監	蓝查役会	1	第5章 監査役及で	が監査役会
	(新 設)			役及び監査役会の <u>当会社は監査役</u> 置く。	
	査役の員数) 条 当会社の る。		5 名以内とす		役の員数) ■ 当会社の監査役 する。	は <u>、</u> 5名以内と
	<u>おいて、約</u> 1以上を作	監査役は 総株主の議 する株主 の過半数の	、株主総会 <u>に</u> <u>決権の3分の</u> が出席 <u>し、そ</u> D決議によっ	-	役の選任) - 監査役は、株主 って選任する。	総会の決議によ
	(1	新 設)		2	・監査役の選任決議することができる3分の1以上を有し、その議決権の行う。	株主の議決権の する株主が出席
`		O任期は、 <u>決算期</u> に関	<u>就任</u> 後4年 <u>内</u> 関する定時株 でとする。		役の任期) <u>監査役の任期は</u> <u>内に終了する事業 のもの</u> に関する定 の時までとする。	年度のうち最終
(常	欠として 期は、 <u>前(</u> <u>同一</u> とする 勤監査役)	選任され <i>†</i> <u>E者</u> の任期 る。	た監査役の補 を監査役の任 の残存期間と	(常勤	.任期 <u>の</u> 満了前に退補欠として選任さ期は、 <u>退任した監</u>	れた監査役の任 <u>i査役</u> の任期の <u>満</u> iる。
弗 <u>28</u> 		1 名以上置	<u>により、</u> 常勤 置かなければ		፦ <u>監査役会</u> は <u>、監</u> 勤 <u>の</u> 監査役を <u>選定</u>	

(監査役会の招集手続)

第<u>29</u>条 監査役会の招集通知は、会日の 3日前までに発する<u>ものとする</u>。 ただし、緊急の<u>必要があるとき</u> <u>は</u>、この期間を短縮することがで きる。

(監査役会の決議)

第<u>30</u>条 監査役会の決議は、法令に別段 の定めある場合を除き、監査役の 過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第<u>31</u>条 監査役会<u>の議事録は、</u>議事の経 過の要領及びその結果<u>を</u>記載又 は記録し、出席した監査役がこれ に記名押印又は電子署名する。

2.監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(新 設)

(監査役の報酬及び退職慰労金)

第<u>32</u>条 監査役の報酬<u>並びに退職慰労金</u> は、株主総会の決議<u>をもって</u>定め

(監査役会規程)

第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令</u> 又は定款のほか、監査役会におい て定める監査役会規程による。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(監査役会の招集通知)

第<u>34</u>条 監査役会の招集通知は、<u>各監査</u> 役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の<u>場合には</u>、 この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段 の定めがある場合を除き、監査役 の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第<u>36</u>条 監査役会<u>における</u>議事の経過の 要領及びその結果<u>ならびにその他</u> <u>法令で定める事項は、議事録に</u>記 載又は記録し、出席した監査役が これに記名押印又は電子署名す る。

(削 除)

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令 又は定款に定めるもののほか、監 査役会において定める監査役会規 程による。

(監査役の報酬等)

第<u>38</u>条 監査役の報酬<u>等</u>は、株主総会の 決議によって定める。

(削 除)

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 当会社は会計監査人を置く。 (会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会 終結の時までとする。

2 .会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

 現
 行
 定
 款
 変
 更
 案

 (会計監査人の報酬等)

(新 設)

第6章 計算

(営業年度及び決算期)

第<u>34</u>条 当会社の<u>営業年度</u>は、毎年6月 1日から翌年5月31日まで<u>とし、</u> <u>各営業年度の末日を決算期</u>とす る。

(<u>利益</u>配当)

第35条 利益配当金は、毎決算期の最後 の株主名簿に記載又は記録され た株主又は登録質権者、及び同日 の最終の端株原簿に記載又は記 録された端株主に対し支払う。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議により、毎年11月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定による中間配当をすることができるものとする。

(除斥期間)

第37条 利益配当金及び中間配当金が、 支払開始の日から満3年を経過 しても受領されないときは、当会 社はその支払の義務を免れる<u>も</u> のとする。

(新 設)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取 締役が監査役会の同意を得て定め る。

第7章 計算

(事業年度)

第<u>43</u>条 当会社の<u>事業年度</u>は、毎年6月 1日から翌年5月31日までとす る。

(期末配当金)

第<u>44条</u> 当会社は株主総会の決議によっ て毎年5月31日の最終の株主名 簿に記載又は記録された株主又は 登録<u>株式</u>質権者に対し<u>金銭による</u> 剰余金の配当(以下「期末配当金」 という。)を支払う。

(中間配当金)

第<u>45</u>条 当会社は、取締役会の決議に<u>よって</u>、毎年11月30日の<u>最終の</u>株主 名簿に記載又は記録された株主又 は登録<u>株式</u>質権者に対し、<u>会社法</u> 第454条第5項に定める剰余金の 配当(以下「中間配当金」という。) をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間等)

第46条 期末配当金及び中間配当金が、 支払開始の日から満3年を経過し ても受領されないときは、当会社 はその支払の義務を免れる。

2 .未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(注)上記変更案は、平成 18 年 7 月 18 日開催の取締役会で決議した内容ですが、本年 8 月 30 日開催予定の定時株主総会に上程する際には、文言等の修正等を行う場合があります。

以 上